

【新設】(経過的取扱い(2)…欠損金の繰戻しによる還付)

この法令解釈通達による改正後の20-8-2の取扱いは、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

【解説】

平成26年度の税制改正により、国際課税原則が従来のいわゆる総合主義（全所得主義）から2010年改正後のOECDモデル租税条約第7条で採用されたAuthorised OECD Approachに基づく帰属主義へ見直され、欠損金の繰戻し還付に関する規定について、外国法人に係る規定を別途措置する等の整備が行われた（法144の13）。

これに伴い、法人税基本通達20-8-2《還付金額の計算》の新設を行っているが、法人税法第144条の13《欠損金の繰戻しによる還付》の規定は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例によることとされていることから（平成26年改正法附則33①）、同通達についても同様の取扱いとなる。

本通達では、このことを念のため明らかにしている。